

令和4年度 第1回静岡県環境審議会 会議録

日 時	令和4年6月8日（水）午後2時から午後3時29分まで
場 所	県庁本館4階 特別会議室
出席者 職・氏名	<p>委 員（敬称略、五十音順）（13名） 井上 隆夫、小野寺 郷子、木村 浩之、小杉 充伸、小杉山 晃一、 小南 陽亮、近藤 多美子、谷 幸則、名倉 光子、伴 卓、藤井 節子、 藤川 格司、牧野 正和</p> <p>事務局（県側出席者）（16名） 光信くらし・環境部理事、村松くらし・環境部参事、 渡邊くらし・環境部参事、宮崎くらし・環境部参事、 伊藤くらし・環境部参事、杉本環境局長、清環境政策課長、 諸田環境ふれあい課長、中山自然保護課長、佐々木鳥獣捕獲管理室長、 上家富士山・南アルプス保全室長、片山廃棄物リサイクル課長、 大坪生活環境課長、太田水資源課長、望月盛土対策課長、太田衛生課長</p>
議 題	<p>1 諮問事項 ・鳥獣保護区特別保護地区の再指定</p> <p>2 報告事項 ・廃棄物リサイクル部会審議結果 ・温泉部会審議結果 ・ニホンジカ対策の推進 ・静岡県水循環保全条例の制定に係る環境審議会の部会新設及び審議事項</p>
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度第1回静岡県環境審議会 次第 ・座席表 ・静岡県環境審議会 委員一覧 ・静岡県環境審議会 特別委員一覧 ・県側出席者一覧 ・静岡県環境審議会条例 ・諮問事項 鳥獣保護区特別保護地区の再指定 【資料 1-1, 1-2, 1-3】 ・報告事項 廃棄物リサイクル部会審議結果 【資料 2】 温泉部会審議結果 【資料 3】 ニホンジカ対策の推進 【資料 3】 静岡県水循環保全条例の制定に係る環境審議会の部会新設及び審議事項 【資料 4-1, 4-2, 4-3】

1 議事

(1) 諮問事項

- ・鳥獣保護区特別保護地区の再指定

(2) 報告事項

- ・廃棄物リサイクル部会審議結果
- ・温泉部会審議結果
- ・ニホンジカ対策の推進
- ・静岡県水循環保全条例の制定に係る環境審議会の部会新設及び審議事項廃棄物リサイクル部会審議状況

2 審議内容

(1) 会議成立の確認

委員 20 人中 13 人出席を確認。環境審議会条例第 6 条第 2 項に基づき、会議成立。

(2) 諮問事項

- ・鳥獣保護区特別保護地区の再指定

令和 4 年 6 月 8 日付けで知事から諮問のあった「鳥獣保護区特別保護地区の再指定」について、事務局から諮問内容の説明後、質疑応答が行われた。

(会長代理) 本日は諮問事項が 1 件あります。

まず、諮問事項として、「鳥獣保護区特別保護地区の再指定」につきまして、自然保護課長から説明をお願いします。

(自然保護課長) 環境審議会への諮問文につきましては、11 ページの 1-1、それから 13 ページ、14 ページの資料 1-2 となっております。なお、説明は 15 ページの資料 1-3 の PowerPoint に沿って進めさせていただきます。

それでは、諮問事項について御説明いたします。

本日の諮問内容は、裾野市にございます愛鷹山地区の鳥獣保護区特別保護地区の再指定についてでございます。

初めに、鳥獣保護区等に関する区域の区分について、御説明いたします。

表の左側にあります鳥獣保護区特別保護地区は、鳥獣保護区における狩猟による鳥獣の捕獲を禁止していることに加えまして、建築物等の新築等の地形改変行為につきまして、許可を要する規制を行う区域でございます。

次に、愛鷹山鳥獣保護区特別保護地区の再指定の概要について説明いたします。

指定区分は、森林に生息する鳥獣の保護を図るという目的の「森林鳥獣生息地」という区分で、面積は 193ha、指定後の存続期間は令和 4 年 11 月 1 日から令和 14 年 10 月 31 日までの 10 年間でございます。

当該区域は、富士山こどもの国や富士サファリパークの近くに位置いたします。指定する区域は、位牌岳を起点としまして、富士市と裾野市の行政界に沿って西北西に進み、鋸岳、呼子岳、越前岳から国有林林班境界に至り、その地点から国有林林班境界に沿いまして東南東、南西に進み位牌岳に至る、赤い線に囲まれた区域です。標高 900m 以上の天然林地帯で、全域が国有林となっております。

次に、当地区の指定の経緯と再指定の理由でございますが、昭和 47 年に鳥獣保護区特別

保護地区に指定されて以降、期間更新期に再指定をし現在に至っているところです。

再指定する理由としましては3点ございまして、1点目としましては、国立公園特別地域や県自然環境保全地域に指定されておまして、自然環境が非常に豊かで多様な動物が生息しているため、特別保護地区として再指定し、地形の改変等の行為を規制いたしまして、鳥獣の生息地・繁殖地としての保護を図る必要があることです。

2点目としましては、愛鷹連山に位置しまして、ハイキングに訪れる人が非常に多い山域となっていますことから、狩猟の規制によりましてハイカー等の安全を図る必要があることです。

3点目といたしましては、裾野市から特別保護地区として再指定の要望を受けたほか、地元自治会、猟友会、森林管理署から指定に関する同意が得られていることです。

以上のことから、引き続き鳥獣保護区特別保護地区として再指定することについてお諮りするものであります。

次に、指定予定区域の状況です。

左上は登山道付近の森林の状況で、ブナやミズナラなどの天然林が広がっております。区域内には、右上のように、県固有種であるアシタカツツジが生育しております。下は愛鷹連山に登るハイカーの様子です。特に休日は、写真にありますように多くのハイカーでにぎわっており、道路沿いの駐車場などは非常に混雑している状況です。

当区域では、ホオジロやオオルリなどの野鳥のほか、カモシカなどの動物も観察することができます。

次に、過去3年間の有害鳥獣捕獲の状況でございますが、許可件数、加害鳥獣による被害ともございませんでした。また、区域内に農耕地や人工林もないことから、引き続き鳥獣保護区特別保護地区として再指定することによる支障はないものと考えております。

したがいまして、自然に触れ合うことのできる地域であるため、引き続き野生鳥獣の生息環境の保護を図ってまいりたいと考えてございます。

最後に、今後のスケジュールでございます。

今回の諮問事項につきましては、7月に開催します鳥獣保護管理部会での審議を経まして、今後開催されます第2回の審議会におきまして答申をいただいた場合には、環境大臣への届けを経まして県公報に告示をし、再指定をすることとなります。

なお、今回の再指定は、11月からの狩猟期に間に合わせるために必要であるため、9月に開催予定の第2回審議会におきまして御答申をいただけますと幸いです。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(会長代理) それでは、御意見、御質問等があればお願いします。オンラインの参加の方は、「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名します。指名後、御発言の際にはマイクをオンにしてください。それではお願いします。ございませんか。

すみません、副会長から。昭和47年から指定されているということで、もう50年近くなっているわけですね。その期間の間に何か変わったというか、指定したおかげで、保護をしているおかげでどう変化したとか、今、有害鳥獣のほうは聞きましたけど、そういうのはないんですかね。プラスのほうというのは。

(自然保護課長) これまで47年に指定して以降、今回7回目の更新になるんですけども、やはり保護してきたということで動植物が保全されているのかなと感じております。

それから農林業被害等ですけども、標高が900m以上のところということで、私も現地を調査してまいりましたけれども、特に目立った、例えばイノシシであるとかシカである

とか、そういうような獣害は特段見当たりませんでした。

また、こちらを巡視していただいています自然環境保全管理員の方が、この愛鷹山から越前岳にかけて5名ほどいらっしゃいますけれども、そちらの方にもお伺いしております。その中のコメントとしましても、多少のものは確かにございますが、特に害獣がひどい状況は見られないという報告をいただいております。

(会長代理) ありがとうございます。ほかにどなたか。

では、質問がないということで、この件につきましては、鳥獣保護に関する知識・経験等を有する方々により、専門的な見地から詳細な審議を行う必要があると考えます。つきましては、鳥獣保護管理部会において、この諮問事項について詳細な検討をお願いすることにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(会長代理) 御異議のある方、「挙手」ボタンはないですね。大丈夫ですか。じゃ、異議なしということにさせていただきます。それでは、そのように決定いたします。

なお、部会の検討結果については、また改めて本審議会に報告していただき、審議会として答申することといたします。

(2) 部会審議結果等の報告

・廃棄物リサイクル部会審議結果

令和3年2月4日に諮問され、廃棄物リサイクル部会で審議（令和3年度中に4回）を行い、令和4年2月10日に報告された「第4次循環型社会形成計画の策定」について、部会長から審議会開催後に行われた最終修正の結果が報告された後、質疑応答が行われた。

（会長代理） それでは、次に報告事項に移ります。本日は部会からの報告事項が2件及び県からの報告事項が2件あります。

「廃棄物リサイクル部会の審議結果」について、報告を求めます。それでは廃棄物リサイクル部会長、よろしくお願いいたします。

（廃棄物リサイクル部会長） 昨年度に、第4次静岡県循環型社会形成計画の策定のための審議・検討を行ってまいりました。静岡県環境審議会廃棄物リサイクル部会から、計画の策定について口頭で御報告させていただきたいと思っております。

廃棄物リサイクル部会では、第4次循環型社会形成計画の策定について、令和3年度に4回の部会開催を経て最終案を取りまとめ、前回2月の審議会において委員の皆様にご確認いただきました。取りまとめた最終案は、全体としては了承されましたが、県民が読みやすいような表現や図表の微修正作業は部会長預かりとさせていただいて最終チェックのお時間をいただき、令和4年3月28日に計画の冊子が完成し、同日付で県のホームページにおいて公開されました。

本計画の策定に当たりましては、審議会の親会及び部会委員の皆様にご、大変お忙しい中、熱心に議論をいただき、貴重な御意見を数多くいただきました。皆様の御意見を踏まえ、社会の変化を見据えた充実した計画を取りまとめることができたことについて、心より感謝申し上げます。

今後は、計画に基づく施策の展開や目標の達成状況の確認、社会情勢の変化に応じた見直しなど、計画の進捗を見ていくことが重要となります。皆様方のさらなる御協力をお願いいたしまして、部会の最終報告とさせていただきます。

以上でございます。

（会長代理） ありがとうございます。

御質問等があればお願いします。

ありがとうございました。それでは、次に進みたいと思っております。

・温泉部会審議結果

令和4年1月21日に諮問され、温泉部会部会で審議（2月16日）後、答申された、「温泉法に基づく土地掘削及び動力装置の許可申請」について、部会長から審議結果が報告された後、質疑応答が行われた。

（会長代理） 次に、「温泉部会の審議結果」について報告を求めます。

なお、御報告いただく内容は、委員の皆様にも既にお知らせしているように、令和4年2月16日付けで知事へ答申しておりますので、御承知おきください。

それでは温泉部会長、よろしく願いいたします。

（温泉部会長） 令和4年2月16日に開催いたしました、令和3年度第3回温泉部会の審議結果について、御報告申し上げます。

お手元の配付資料の21ページ、「温泉部会審議結果（令和3年度第3回）」を御参照ください。

諮問事項のうち、温泉法に基づく動力装置の許可申請に係る第1号から第2号議案につきましては、審議の結果、「申請のとおり許可することが適当である」という結論をいただきまして、2月16日付けで知事へ答申をいたしました。

温泉部会の審議結果は以上でございます。お願いします。

（会長代理） ありがとうございます。御質問等があればお願いします。

・ニホンジカ対策の推進

第2種特定鳥獣管理計画に基づき、自然保護課が取り組んでいる、「ニホンジカ対策の推進」について、自然保護課長から進捗報告された後、質疑応答が行われた。

(会長代理) 次に、「ニホンジカ対策の推進」について、自然保護課から報告を求めます。

(鳥獣捕獲管理室長) 私からは「ニホンジカ対策の推進」を報告いたします。座って説明させていただきます。

資料3を御覧ください。

生息数の著しい増加や生息分布域の拡大により、生態系への影響や農林業被害が深刻なニホンジカについて、当審議会でも答申いただいた令和4年度から8年度までを期間とする第5期の新たな第2種特定鳥獣管理計画に基づき、適正な個体数に減少させるための対策を推進しております。推進に当たっては、市町や猟友会と情報共有や捕獲調整を行い、生息密度が高い場所での捕獲や繁殖を抑制するためのメスジカの捕獲を重点的に推進いたしております。

管理目標といたしまして、生息頭数を伊豆地域では4,600頭、富士地域では2,400頭まで減らし、令和8年度末までに、環境省がガイドラインで定める、自然植生にあまり目立った影響が出ない密度、1km²当たり3頭から5頭の生息を目標としております。

2、「事業の概要」を御覧ください。

目標生息頭数の達成に向けて、まずは捕獲そのものを行う、(1)「緊急捕獲対策事業」、そして現場で活動できる捕獲の担い手を確保するため、(2)「管理捕獲担い手育成研修」を実施してまいります。

(1)「緊急捕獲対策事業」は、環境省の鳥獣捕獲等事業交付金を活用し、管理捕獲を実施してまいります。令和3年度は、早期発注により4月から捕獲を開始するとともに、一部生息数の高い地域で、ライトを用いた夜間調査で、メスジカの居場所を確認した上で捕獲を実施しました。この結果、富士地域で目標に達しなかったものの、全体の目標1万3,880頭に対して、実績は過去最高の1万4,593頭となり、おおむね計画どおりに推移しております。

(2)「管理捕獲担い手育成研修」については、経験の浅い初級者に対して研修を実施し、より安全で確実な捕獲を行うことを目的とした初級者研修、わな猟による捕獲技術の向上を主な目的とした中級者研修、銃猟等による捕獲のスペシャリストを育成し、認定事業者育成につながるスペシャリスト養成研修を継続して実施する予定でございます。

さらに、令和3年度に初めて実施した、県内の若年層の狩猟免許取得支援を目的とした学生向け狩猟免許試験予備講習についても、本年度、継続して実施してまいります。

また、3、「令和4年度の捕獲強化のための取組」といたしまして、狩猟者からの捕獲位置情報を蓄積、分析して、メスジカが多く捕れた場所や生息している場所を他の捕獲事業者にも広く提供し、メスジカを効率的に捕獲するためのスマホアプリを用いたメス捕獲情報の活用、首を伸ばすと口が届く高さに餌袋を吊るした下にわなをかけて捕獲を行う給餌誘引捕獲技術の導入など、新しい手法を積極的に取り入れ、捕獲を強化してまいります。

いずれにいたしましても、ニホンジカの自然環境への影響を減じるために、令和4年度においても、令和2年度からの捕獲圧を決して弱めることなく、メスジカの重点的かつ効果的な捕獲を進めてまいります。

以上、「ニホンジカ対策の推進」について、報告を終わります。よろしく申し上げます。

(会長代理) ありがとうございます。御質問等があればお願いいたします。

(委員) 2点お願いしたいんですけども、1つは、令和3年度の実績の中でメスジカを重点的にというお話があったので、実績の中のメスジカの割合がどのぐらいなのかというのが1点。

それから、昨年度の大学生向けの講習。うちのゼミ生も10人程度参加させていただいたんですが、実際に参加した学生の中で狩猟免許取得まで至った学生というのは確認しているでしょうか。

以上の2点です。

(鳥獣捕獲管理室長) 第1問目の質問でございますけれども、メスジカを重点的に捕獲ということですけども、結果的にメスジカ、オスジカ半々の割合となっております。

第2番目の、大学生の講習を初めて行いましたけれども、皆さん意欲的に取り組んでいただきまして、非常に狩猟に興味を持っていただいたということですけども、その後の狩猟免許の取得というところまでは、申し訳ありませんが追跡調査はやっておりません。

以上でございます。

(委員) はい、ありがとうございます。

県のシカの狩猟に関しては、いろいろ協力させていただいているところなんですけど、かつてはゼミの学生全員に狩猟免許を取るような形で、学内で講習をやったり試験対策をしたりということをしているものですから、県のほうで独自の講習会を開くということなので、できれば参加した学生の中の免許取得率が高まるような形で進めてもらいたいというふうに願っているものですから、できれば免許を取ったかどうかのフォローを、毎年モニタリングしながら、その率を上げるということを1つの目標に改善等を進めていただければいいと考えています。

以上です。

(鳥獣捕獲管理室長) ありがとうございます。

(会長代理) ほかにございますか。

(委員) 捕獲を努力してくださっていることがよく伝わる内容だったんですが、令和4年度に、捕獲強化のための取組として、「人工餌場を用いた給餌誘引捕獲技術の導入」というふうにございますが、これは人もいなくてこの状態で捕獲できれば、確認するだけでいい形になるので、とても有効な手段かなと思うんですが、この辺の実績とか、これからどのぐらい使っていくのかということが分かれば教えていただけたらと思うんですが。

(鳥獣捕獲管理室長) 現在これは、竹内式の捕獲方法といいまして、森林・林業研究センターの元職員ですけども、農林事務所の職員を通じて、この技術を今深めているところでございます。実際狩猟者の方と一緒に狩猟をした場合、かなり捕獲の確率が高まるというところの実感を得ておりますけれども、それで何匹今捕獲したというところの統計はまだ取っておりませんので、これから取って、それをまた有効な方法として広めていきたいと思っております。

(会長代理) ほかにございますか。

(委員) 今までですね、多分捕獲のときのわなを仕掛けるところって、通常通る場所というところにわなを仕掛けることが多かったと思うんですけども、私が伊豆にいてよく感じるのは、「わなにかかったよ」といって連絡してくれて、最後のとどめを刺す方がそこに向かうということが非常に多かったです。わなにかける人はたくさんいらっしゃるのに、最終的にとどめを刺す人がまだまだ少ないというような感じが、現場にいて見受けられま

す。それから、その後すぐジビエみたいがいい肉に処理をしてくださる方もいらっしゃるんですけども、その辺の取組ですね。

それから、多分1頭を捕獲をすると幾らお金がいただけるというような仕組みもきっとあると思うんですけども、伊豆のほうは特に多いので、1頭当たりの捕獲の報償というんですか。そういうものがどういうふうになっているのかなというふうにも思いますし、うちのほうもイノシシが随分減ったので、大分そういう被害は少なくなったんですけども、農業者自身が、自分が自分の畑を守るために、あるいは地域の農業を守るために資格を取って殺すという作業をしているんですけども、やっぱり殺すということに対しては非常にプレッシャーが大きくてですね、わなにかかって無抵抗のものを殺すというのが、「自分の子供のことを考えると、本当にこの仕事をやってていいのか」というようなジレンマに陥っている方も結構いらっしゃいます。その辺のところ、本当は猟友会の方たちがしていただければ、それがありがたいなと思うんですけども、スペシャリストの養成というのをぜひ進めてほしいというふうに思います。

本当に、何でしょうかね。自分たちがちゃんと収入を得るために殺す仕事をするという人たちのほうが、まだまだ何か、罪悪感がないと言ったらおかしいんですけども、生き物を殺すことは同じことだと思ってしまうんですけども、やっぱり農業者の人たちが自分の農作物を守るというためだけに生き物を殺していいのかというところをまだまだ疑問に思っている方が多いというところも承知をしていただきながら、こういうのを進めていただけたらありがたいかなというふうに思います。

この人工の餌場を用いた、こういうものの導入ができる少し進む。この対策って、早くに減ったほうがより効果的なものはきっと上がると思いますので、重点的にやるという方法を地域ごとにやっていただければ、もう少し目に見えて効果が現れるんじゃないかなというような気がするんですが、その辺はどうなんでしょうかね。ちょっと教えてください。

(会長代理) じゃ、お願いします。

(鳥獣捕獲管理室長) 今の管理捕獲における、また里山・里地におけるシカの捕獲というところで、捕獲したものを最後とどめを刺すのが少しかわいそうではないかという意見がございました。それに関しては、かわいそうということはごもっともでございまして、それに伴いまして、例えば、しっかり命の大切さを感じる。命をいただいて食につなげていくとか、そういう取組をもう少し強化していきたいと考えております。

あと、個体の保存ということも考えながらやっていきたいんですけども、最後の質問にございました、重点的に地域を定めてやったほうが効率的ではないかという質問でございまして、確かにおっしゃるとおりでございまして、例えば「奥山捕獲」という名称で、なかなか人は行けないのだけれど、そこにたくさんいるだろうという調査がございまして、そこには個別の契約で猟友会指定の捕獲者を頼みまして、重点的に捕っていただくというような取組をしております。

いずれにしても、命の大切さ、個体の保存をしっかり念頭に置きながら捕獲を行っていきたくて考えております。

以上でございます。

(会長代理) 1点目の補助金。捕獲した場合には幾らか補助金か何かが出るんですか。

(鳥獣捕獲管理室長) 多少メスジカとオスジカで捕獲の単価が違うんですけども、1頭1万5,000円前後でやっております。

(会長代理) ありがとうございます。

(委員) ありがとうございます。

私が言いたいのはそこで、命の大切さというのを感じていただくためには、自分が殺したものが、地域の皆さんの活性化につなげるためにジビエとか何かになって、それが活用されて地域が元気になっていく。そういうような仕組みをつくっていただくと非常にありがたいかなというふうに思っております。よろしくお願いします。

(会長代理) どうもありがとうございます。ほかにございますか。

1点いいですか。スマホアプリなんですが、これは一般の人も見られるんですかね。

(鳥獣捕獲管理室長) 登録した方のみというところです。

(会長代理) ありがとうございます。

ほかにございますか。ないですね。よろしいですか。

・静岡県水循環保全条例の制定に係る環境審議会の部会新設及び審議事項

令和4年3月29日に制定された水循環保全条例において、環境審議会では調査審議を行う予定の基本的事項について、水資源課長から説明された後、質疑応答が行われた。

(会長代理) 次に、「静岡県水循環保全条例の制定に係る環境審議会の部会新設及び審議事項」について、水資源課から報告を求めます。

(水資源課長) 資料25ページになりますけれども、「水循環保全条例の制定に係る環境審議会の部会新設及び審議事項」について、御報告申し上げます。この後、恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

まず要旨なんですけれども、県は、水循環保全条例を本年3月29日に制定し、7月から施行します。条例の内容につきましては、後ほど簡単に御説明いたします。

本条例におきまして、水源保全地域の指定や流域水循環計画の策定について、環境審議会の意見を聞くことが必要とされております。このため、環境審議会に新たに水循環保全部会を新設し、専門的かつ多角的な視点から検討を行う予定としております。

ページをめくっていただきまして、26ページに条例の概要が書いてあります。

1つ目、「目的」ですけれども、「健全な水循環の保全を図り、県民生活の安定向上及び本県の経済社会の健全な発展に寄与する」というふうにしております。

2つ目に「基本理念」、3つ目に「責務」、4つ目に「水循環保全本部」と記されておりますけれども、以降ですね、この審議会に関係することが3点ございます。その3点について御説明申し上げます。

「基本施策」の2つ目の「○」のところに「流域における健全な水循環の保全に関する施策を効果的に推進するため、必要と認める流域について『流域水循環計画』を策定する」と。この流域水循環計画の策定に関することが1つ目となります。

2点目が「水源保全地域」です。知事は、水源保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認める地域を水源保全地域に指定します。この水源保全地域の指定に関することが2点目です。

3点目に、矢印で2つ書いてございますけれども、この水源保全地域内で土地取引あるいは開発行為を行う場合に、その2か月前までに知事に届け出が必要という条例の仕組みになってございますけれども、この届出の提出を受けまして、知事は必要な指導を実施することができるというふうになっておりまして、その場合に必要に応じて審議会の意見聴取を行うということで、以上3点のことが審議会に関係してくるという内容になってございます。

ページ戻っていただきまして25ページですけれども、2番目に「水循環保全部会の新設」ということで、今お話ししました水源保全地域の指定等について、水源涵養、環境保全、水理学、水文学等の多角的な観点から審議する水循環保全部会を令和4年度に新設したいと考えております。名称ですけれども、「静岡県環境審議会水循環保全部会」。部会構成員につきましては、現在8名程度を予定しておりまして、水文、森林、環境、河川、利水分野の有識者を想定しております。運営期間につきましては、令和4年度の9月、次回の審議会からの運営を予定しております。

3つ目、「環境審議会における審議事項」ですけれども、先ほどお話ししたと重なりますけれども、1点目に「水源保全地域の指定」。土地取引や開発行為の届出を求める区域である水源保全地域の指定に関すること。2つ目が「流域水循環計画」。健全な水循環の保

全に関する計画である流域水循環計画に関すること。3つ目、「土地取引及び開発行為の届出に係る指導」に関することをございまして、届出の提出を受けて必要な指導を実施するに当たって、必要に応じて審議会の意見聴取を行うと。以上3点が審議事項になります。

今後の日程なんですけれども、本年度9月の審議会で「水源保全地域の指定」を諮問しまして、そのときに水循環保全部会を設置いたします。12月に「水源保全地域の指定」につきまして答申をいただきまして、その後、公告縦覧・意見聴取し、水源保全地域の指定の告示を年度内に行いたいというふうに考えております。

残り2点の流域水循環計画につきましては、令和5年度以降からの策定を予定しております。

また、取引の関係。土地取引及び開発行為の届出に関します、必要に応じて意見を聴取するといったことも、届出制度の運用が5年度から開始ということになりますので、そういった指導に関する意見聴取といったことも令和5年度以降に御審議をいただくというようになっています。

以上、環境審議会の部会新設及び審議事項についての報告を終わります。

(会長代理) はい、ありがとうございます。

この件に関しまして、御質問等があればお願いします。

(委員) では、1点質問がございます。森林、環境、河川が主な対象ということですが、水に関して、地下水も含まれるのでしょうか？

(水資源課長) ここには入ってございませんけれども、分野といたしましては、地下水の方も対象として今検討しているところでございます。

(委員) 分かりました。ありがとうございます。

(会長代理) ほかにございますか。

(委員) この「開発行為等における」というものの中に、リニアの新幹線の問題も含まれるのでしょうか。

(水資源課長) これは、今この制度の概要なんですけれども、基本的に開発行為で、他の既存の法令で許可あるいは届出を要するものにつきましてはこの条例の対象外にするということで、今施行規則を定めつつあるというところで、まだ決定はしてございませんけれども、施行が7月1日になるものですから。現状の案でいきますと、繰り返しになりますけれども、そういった他法令で許可や届出を要する開発行為につきましては、この条例の適用除外ということで現状整理をしております。

(委員) ありがとうございます。

(会長代理) ほかにございますか。

(委員) この時期にこういう部会ができるのは適切な処置かなと思いましたが、流域で考えると、県下をまたぐ流域も結構あると思うんですが、そういう場合、この部会の話合いの中だけで完結するとは思えない事項もあると思うんですが、そういう場合はどのようにされるのでしょうか。教えてください。

(水資源課長) 具体的には、そういった流域で考えていくといったときには、流域の水循環計画を策定していくときが関係してくるのかなというふうに想定しています。おっしゃるとおり、流域で考えたときに、当然他県の流域。例えば天竜川なんかを考えれば、上流が他県ということになりますので、そういった流域を考えて、今後その流域の水循環計画などを策定していくといった場合には、またそこらの、他県との兼ね合いといったことは、その時点でまた検討・調整していくようなことになろうかと思えます。

(委員) はい、お願いします。

(会長代理) ほかにございますか。いいですかね、このぐらいで。じゃ、質疑もないということよろしいですか。

以上をもちまして本日の予定された議事は終わりましたが、ほかに何かございますか。特になければ、以上をもちまして本日の議事を終了いたします。御協力ありがとうございました。